

岐阜都市計画公園の変更理由書

6・4・2号 北西部運動公園

本計画は、北西部下水処理場（都市計画施設）区域内において、下水処理施設の上部を利用し、運動公園として整備するため、都市計画において定めるものです。

岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岐阜都市計画区域マスタープラン）では、都市住民が生活の豊かさを実感できる緑あふれる快適なまちづくりを進めるうえで、恵まれた自然的環境を保全しつつ、都市公園等の整備や避難緑地等のオープンスペースの確保を図っていくことが課題となっており、そのため良好な都市環境の形成、レクリエーション効果等の機能を有する緑地等について総合的な整備又は保全を図ることとしています。

岐阜市における都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）においては、長良川などを、水と緑のオープンスペースの骨格として位置づけるとともに、岐阜市緑の基本計画においても、長良川を緑の骨格軸に位置付け長良川及びその支流河川の河川敷をスポーツなどが楽しめる広場、運動場として有効活用を図ることとしています。

現在、本市には広域的なレクリエーションの場となる総合的な運動施設を持つ拠点施設として、長良川上流域の市の北部地域には岐阜ファミリーパーク、中流域の市の中央部には岐阜メモリアルセンターがありますが、人口集中地区を多く抱える下流域には拠点施設はなく、その整備が求められているところです。

今回の北西部運動公園の計画地は、岐阜市の西部に位置し、長良川と伊自良川の合流部西側で、根尾川の河川区域内に設置された、地下式の北西部下水処理場の施設区域に含まれており、現在、下水処理施設のほとんどが地下にあるため、環境整備の面からも施設上部の有効活用、整備が望まれております。

こうしたなか、本計画は市街地に近接した貴重なまとまった土地（公共用地）を有効に活用するものであり、多目的グラウンドとして整備を行ない、広域的なレクリエーションの場となる運動公園として、岐阜都市計画公園に新規に追加するものです。

2・2・62号 茜部大野公園

茜部大野公園は、『加納南公園』として昭和48年11月16日に計画決定し、昭和50年3月24日に茜部大野1丁目地内に開設された街区公園でプールや遊具を有した公園として、周辺地区の憩いの場として親しまれています。

もともと茜部地区内に位置する当該公園であったが、古くから市街地が形成され人口が集積していた加納地区の南部に位置していたことから『加納南公園』と名称を定めたが、その後、公園周辺の宅地化が進み、茜部地区の住民の利用者も増加し、現在では周辺の茜部地区の住民が公園管理の一部を担っているところです。

こうしたなか、公園周辺の住民から、当該公園が茜部大野地内に所在する公園であるにも関わらず「加納」という名称が使われているため、「茜部に所在する公園としてふさわしい名称を」という要望が市に寄せられているところです。

岐阜市では、地元住民に親しみやすい公園を整備していくという基本方針のもと、公園の名称についても地元住民の意見を尊重し、住民に愛される公園づくりを目指しているところであり、今回の名称変更はこの方針にも合致することから、名称を『茜部大野公園』に変更するものです。